

序章 計画の概要

序章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

本市は、鬼怒川、田川、姿川等の河川が流れ、平坦で優良な農地や平地林が広がり、豊かな自然環境に恵まれています。また、下野薬師寺跡や下野国分寺・国分尼寺跡などの史跡とともに、日光街道の宿場町として往時の面影を残す小金井一里塚、慈眼寺や開雲寺など多くの歴史的景観を有しています。

一方で、市の骨格となる JR 宇都宮線の 3 駅（小金井駅・自治医大駅・石橋駅）周辺や国道 4 号・国道 352 号など主要幹線道路沿道に市街地が形成され、特に自治医大駅周辺は居住環境の整った良好な市街地が形成されています。同時に、住民に憩いの場を提供し、防災や景観づくりの観点からも必要となる公園・緑地の確保が図られ、都市公園が条例の指標を超える水準（住民一人当たりの都市公園の敷地面積 10 m²以上）で整備されるなど、うるおいのある緑環境づくりが積極的に進められてきました。

世界的には、国連において持続可能な社会の形成を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、国においても、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていく「グリーンインフラ」の概念が注目されるなど、事前景観、都市の緑を取り巻く環境は大きく変化しています。

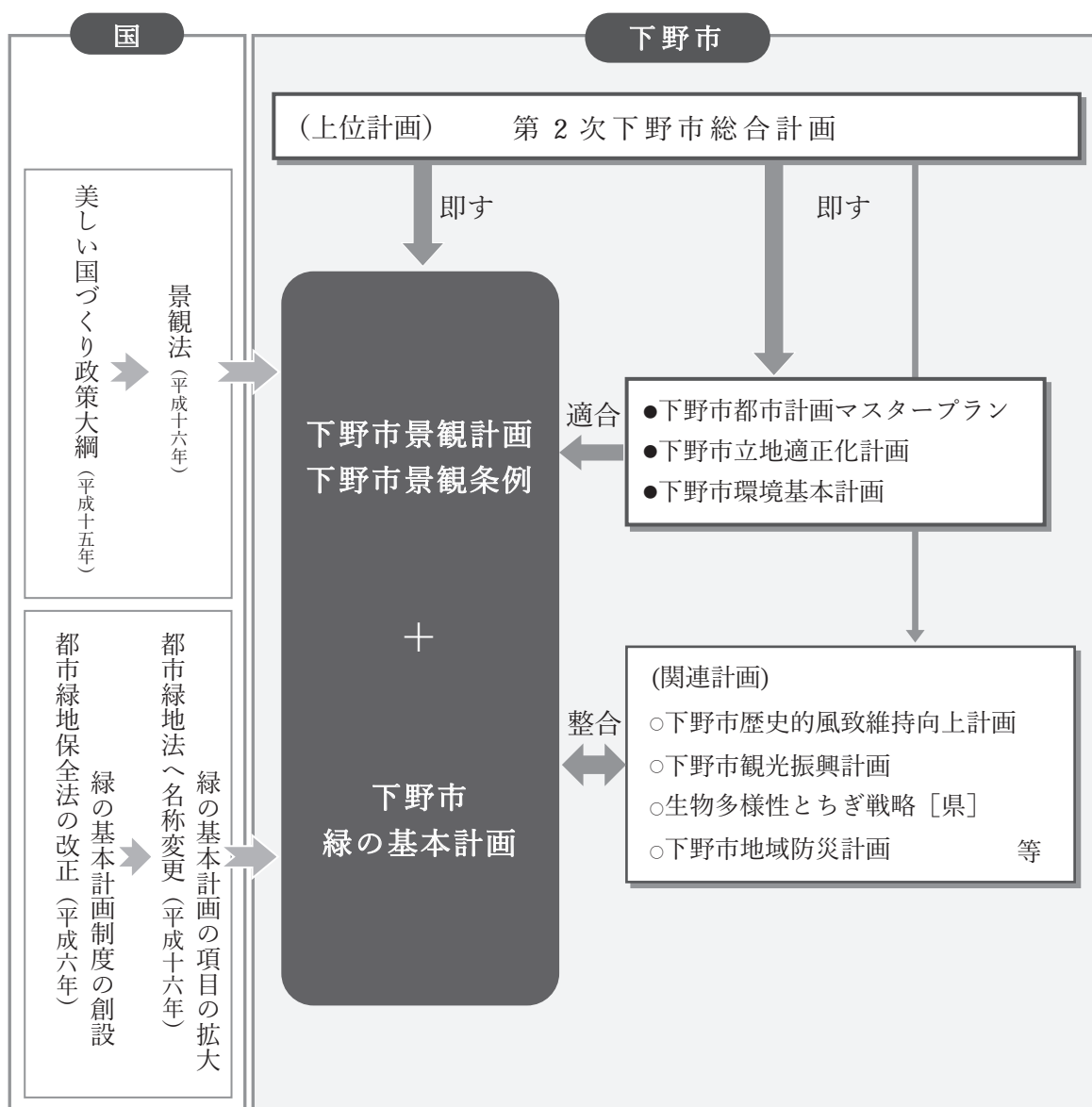
現在においては、経済性や効率性を追い求めるだけではなく、心を豊かにする美しく心地よい環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、良好な景観形成を進めるための総合的な指針として『下野市景観計画』を、また、緑地の保全・創出を進めるための総合的な指針として『下野市緑の基本計画』を新たに策定することとしました。

2. 計画の位置付け

景観計画は、景観法に基づく法定計画として定められ、本市の良好な景観形成に関する総合的な計画です。また、緑の基本計画は、都市緑地法に基づく、本市の緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画です。策定にあたっては、次のとおり上位計画及び分野別の関連計画との整合性を図ります。

また、景観法及び景観計画の施行に関する委任事項や本市の景観形成を推進していく上で必要となる事項を定めた、景観条例を制定します。



3. 計画の対象区域

景観計画及び緑の基本計画は、都市計画区域（市全域）7,459ha を対象とします。